

平成28年度宇治市入札監視委員会 第1回定例会議議事概要

I. 会議の概要

1. 開催日時 平成28年5月24日（火）13時30分～16時15分

2. 開催場所 市役所7階703会議室

3. 出席者

委員会：松岡委員長、内村委員、田窪委員

事務局：岸本総務部長、北岡契約課長、渡邊契約係長

関係課：放示上下水道部技術参事兼下水道建設課長、北岡市民環境部参事兼ごみ減量推進課長、横山配水課長、井上学校教育課長、蒲原IT推進課長、藤井産業推進課長ほか

※会議の前段にて、木村副市長からの挨拶及び各委員へ委嘱状の交付が行われ、委員の互選により松岡委員を委員長に選出した。

4. 報告案件

(1) 平成27年度第4四半期の発注状況等

- a 業者選定委員会・各部会の開催状況について
- b 平成25～27年度指名停止の状況について（各年度1月～3月分集計）
- c 平成28年1月1日～3月31日の間に入札した案件数について
- d 平成27年度の入札等の実施状況について

(2) 平成28年度の入札契約制度改革の概要について

5. 審議事項

(1) 審議案件抽出理由

(2) 審議案件

①【工事・指名競争入札】

66839-3 小倉関連面整備（下居その4）舗装本復旧工事

②【工事・条件付一般競争入札（総合評価競争入札）】

65292-1 琵琶配水池耐震補強工事（その2）

③【物品・簡易公募型指名競争入札】

67117-1 小倉小学校給食室調理機器一式

④【役務・指名競争入札】

67594-1 可燃性一般廃棄物等収集運搬業務委託 その2

⑤【役務・指名競争入札】

67595-1 可燃性一般廃棄物等収集運搬業務委託 その1

⑥【役務・公募型指名競争入札】

65481-2 電算処理にかかるパンチ業務委託

⑦【役務・公募型プロポーザル】

65514-1 宇治ベンチャー企業育成工場等支援業務委託

II. 会議の結果

1. 経過

平成28年1月1日から3月31日までに入札した工事39件、コンサルタント14件、物品31件、役務23件の中から、審議案件7件を抽出委員が抽出した。審議案件については、案件ごとに事務局より概要、入札・契約方法、業者選定基準及び契約締結までの事務手続き、発注担当課より案件の概要について説明し、各委員からの質疑に対して発注担当課も含めて応答した。

2. 結果<まとめ>

今回審議の対象となった各案件は、個々の特殊な状況によるものであり、結果については特に問題が見受けられるものではない。ただし、工事成績優良業者を対象とした案件における全者最低制限価格未満による入札不調の問題については、今年度、「総合評価競争入札」において、ランダム係数を採用しない最低制限価格を用いるため、そちらの状況を注視した上で、今後、工事成績優良業者を対象とした案件についても、ランダム係数を採用しない最低制限価格を用いることについて、検討する必要があると思われる。また、「可燃性一般廃棄物等収集運搬業務委託」及び「宇治ベンチャー企業育成工場等支援業務委託」については、今後の入札契約方法を検討する必要がある。

3. 主な審議内容<まとめ>

審議案件①について

【問】指名競争入札の下での競争状況、再入札・再々入札の経緯について確認したい。

【答】本工事は、当初、「工事成績優良業者条件付簡易公募型指名競争入札」として入札を行ったが、ランダム係数が「1.0098」と高位であったため、全者が最低制限価格未満により無効な応札となり、不調に終わったため、前回の指名業者を対象とした「指名競争入札」による再入札を行った。しかし、再入札においてもランダム係数が「1.0095」と高位であったため、再び全者が最低制限価格未満により無効な応札となり、不調に終わったことから、再度、「指名競争入札」による入札を行ったものである。再々入札においてもランダム係数は「1.0097」と高位であったが、有効な応札が1者あったため、契約締結に至った。

【問】3回連続でランダム係数が高位であることは、制度上、仕方のないことではあるが、それ以外の部分で不調となった要因は何が考えられるか。

【答】工事成績優良業者を対象としていたため、入札参加業者数が少なかったこと

も影響していると考えられる。

【 問 】 工事成績優良業者を対象とした案件は、年間の工事案件全体のうちどの程度あるのか。

【 答 】 平成 27 年度では、約 180 件のうち 11 件が工事成績優良業者を対象としている。

【委員意見】 今回の入札結果に問題は見られないが、2 回連続不調になるなど、競争入札という観点から考えると、望ましくない結果が出ている。今年度より、「総合評価競争入札」においては、ランダム係数を採用しない最低制限価格を用いるとのことなので、そちらの状況を 1 年間注視した上で、工事成績優良業者を対象とした案件についても、今後、ランダム係数を採用しない最低制限価格を用いることについて検討する必要がある。

審議案件②について

【 問 】 技術評価点の差はどういったところから生まれるのか。

【 答 】 施工計画提案書に特記仕様書の内容をそのまま記載している者と、施工にあたっての自らの考えや工夫を具体的に記載している者との点数の差が生まれている。

【委員意見】 入札結果に問題は見られない。

審議案件③について

【 問 】 入札金額にあまり開きが見られず、高落札率となっているのは、入札参加業者から見て厳しい予定価格であることが考えられるが、予定価格はどのような基準で算定しているのか。

【 答 】 本案件については、複数の業者から見積を徴収し、予定価格算定の参考としているが、過去の同種案件の落札率等から、実際の予定価格は、見積額よりは低い金額で設定されている。

【委員意見】 入札結果に問題は見られない。

審議案件④及び⑤について

【 問 】 ランダム係数がそれぞれ「1.0016」と「1.0096」で低位のものと高位のものであるにもかかわらず、落札率が「100%」と「99.95%」でどちらも高率であるため、入札状況について確認したい。

【 答 】 本案件については、従来、1 者との特命随意契約を行ってきたが、契約業者が平成 28 年 1 月 25 日付けで指名停止措置を受けたことに伴い、急遽指名競争入札を行ったものである。当初は、塵芥車等の初期設備投資が必要なため、従来通り減価償却を見込んだ 4 年間の複数年契約を想定したが、市議会の議決により、単年での予算措置となった。このため、業者としては金額的に厳しくなったことや急遽年度末での入札となったこと等が、入札辞退や高落札率に繋がったものと考えられる。

【 問 】 業者選定理由の「⑤宇治市発注の一般廃棄物収集運搬業務実績」を満たす業

者は何者あるのか。

【 答 】 3者である。しかし、それでは業者数が少なく、競争環境が整わないため、上記実績又は『城南衛生管理組合「自己搬入廃棄物取扱規則」（平成7年城南衛生管理組合規則第3号）第6条第1号に該当する事業系一般廃棄物搬入承認事業者』のいずれかを満たす業者を対象に指名を行った。

【 問 】 ④では入札業者が1者であるのに対し、⑤では2者となっているが、何か理由はあるのか。

【 答 】 入札時刻がそれぞれ異なっており、先に入札が行われた⑤の落札業者が、後刻の入札であった④を辞退したためである。

【委員意見】 落札率がいずれも高率であったことは理解でき、入札結果に問題は見られない。今回は、指名停止措置等の影響もあり、このような入札契約方法となったが、次回以降の入札契約方法については、検討する必要がある。

審議案件⑥について

【 問 】 1回目が全者辞退に至った経緯、落札率が100%である経緯について確認したい。また、1回目と2回目で予算額は同額であるが、何か変わっているところがあるのか。

【 答 】 本件は、当初、マイナンバー制度のパンチ入力業務を含んで公募していたが、どの程度の発注量があるのかが見込めず、金額的に厳しかったため、参加業者の入札辞退に至った。よって、2回目では、予算額は据え置き、上記業務を省略した内容で公募を行った。また、本市の個人情報のセキュリティポリシーの観点から、市役所内に常駐して作業を行う必要がある仕様のため、予算額に対して厳しい条件となっており、参加業者が1者となり、落札率が100%に至ったと分析している。

【 問 】 対象となる業者は、何者程度見込んでいたのか。

【 答 】 3年前には3者の参加があった。

【委員意見】 入札結果に問題は見られない。

審議案件⑦について

【 問 】 公募型プロポーザルの下での競争状況について確認したい。

【 答 】 本市では、公募型プロポーザルの案件の場合、予定価格を公表し、予定価格の範囲内での提案を募り、その提案内容についてのみ評価をしているため、金額は評価の対象外として価格面での競争は行わず、提案内容による競争を行っている。よって、地方自治法上は、競争入札ではなく、随意契約の方式で提案内容の評価点が最も高かった業者と契約を締結している。しかし、本案件については、参加業者が1者であったため、提案内容の競争には至っていない。

【 問 】 複数者からの提案があり、その中からより良い提案業者を選ぶのが本来のプロポーザルの在り方だと考えるが、参加業者が1者である本件のような場合、その後の審査はどのように進むのか。

【 答 】 公募をした結果、1者のみの参加であったが、複数者の参加があった場合と

同様に提案内容の審査を進めていくことになる。

【 問 】他にも参加業者が1者であるプロポーザルの案件はあるのか。

【 答 】過去には、「紫式部文学賞・紫式部市民文化賞贈呈式及び記念イベント制作運營業務委託」などで参加業者が1者であった。

【 問 】参加業者数を増加させる方法はあるのか。

【 答 】参加が少ない一つの要因として、業務内容に対する予算額が厳しいことが挙げられるので、予算額を上げることが一つの方法として考えられる。

【委員意見】本案件の結果に問題は見られないが、1者しか参加がないため、実際には競争に至っておらず、その解決策が予算の増額という点だけでは辛いところである。今後も1者しか参加が見込めないのであれば、プロポーザルである必要性があるのか、仕様書の内容をある程度固めて、競争入札に付することができなかなど、今後の入札契約方法について検討する必要がある。

平成28年度宇治市入札監視委員会 第2回定例会議議事概要

I. 会議の概要

1. 開催日時 平成28年9月6日(火) 13時30分～15時30分

2. 開催場所 市役所3階301会議室

3. 出席者

委員会：松岡委員長、内村委員

※田窪委員は都合により欠席

事務局：岸本総務部長、北岡契約課長、渡邊契約係長

関係課：久下建設部副部長兼雨水対策課長、藤原教育部参事兼生涯学習課長、山本市民環境部副部長兼文化自治振興課長、横山配水課長、上島施設建築課長、中島男女共同参画課長、吉田文化自治振興課副課長、相良男女共同参画課主幹ほか

4. 報告案件

(1) 平成28年度第1四半期の発注状況等

- a 業者選定委員会・各部会の開催状況について
- b 平成26～28年度指名停止の状況について(各年度4月～6月分集計)
- c 平成28年4月1日～6月30日の間に入札した案件数について

5. 審議事項

(1) 審議案件抽出理由

(2) 審議案件

①【工事・簡易公募型指名競争入札】

70762-1 小倉町東山(その1)ほか配水管移設工事

②【工事・特命随意契約】

70468-1 準用河川名木川修景工事その2

71305-1 準用河川名木川修景工事その3

③【コンサル・簡易公募型指名競争入札】

70794-1 宇治市総合野外活動センター冷暖房機器改修設計業務委託

④【コンサル・簡易公募型指名競争入札】

70798-1 宇治市文化センター建築設備調査診断業務委託

⑤【コンサル・特命随意契約】

70044-1 JR六地蔵駅駅前自転車等駐車場再整備概略設計委託

⑥【役務・簡易公募型指名競争入札】

70227-1 JR宇治駅前市民交流プラザ清掃業務委託

II. 会議の結果

1. 経過

平成28年4月1日から6月30日までに入札した工事44件、コンサルタント36件、物品70件、役務94件の中から、7件を抽出委員が抽出した。審議案件については、案件ごとに事務局より概要、入札・契約方法、業者選定基準及び契約締結までの事務手続き、発注担当課より案件の概要について説明し、各委員からの質疑に対して発注担当課も含めて応答した。

2. 結果<まとめ>

今回審議の対象となった各案件は、個々の特殊な状況によるものであり、結果については特に問題が見受けられるものではない。特命随意契約を採用した案件についても、理由は妥当であり問題は見受けられない。一方で、参加業者数が少ない案件も目立ち、競争環境が整っていない状況も見受けられる。これらの案件については、経過観察が必要であり、必要に応じ予算額や参加条件等の見直しを行う必要がある。

3. 主な審議内容<まとめ>

審議案件①について

【問】参加業者数が多い理由を確認したい。

【答】本件の対象業者数は33者と他と比較して多く、そのうち27者が参加している。参加業者数が多くなったことについては、対象業者数が多いこと、また、一般的な工事で特殊な技術力を必要としない工事であることが考えられる。

【問】入札結果を見ると最低制限価格未満の応札による無効が多くなっているが、これはランダム係数が高位であることが原因か。

【答】そうである。本件のような一般的な内容のものは各々の応札額が集中する傾向にある。工種によって結果が変わることが多く、例えば建築工事であれば、積算に建築資材等の経費が多く含まれることとなり、価格が下げづらく、結果として高額での応札になりやすい傾向がある。

【問】3工区に分かれているが同一の契約としている理由はなにか。

【答】本件は下水道工事の前段階で支障となる水道管の移設工事である。下水道工事の施工箇所や時期により実施工区を設定しているため、調整の中で複数の工区をまとめて施工することがある。

【委員意見】参加業者数が多い理由は確認できた。入札結果についても、制度によるものであり問題は見られない。

審議案件②について

【問】抽出した2件の案件について、特命随意契約とした理由を確認したい。

【答】本件は京都府事業である新宇治淀線の関連工事である。特命随意契約とした理由については、新宇治淀線の供用開始が当初の予定より早まったこと、また、本工事の近接地で別工事が行われていることから、経費削減や工期短縮の観点から特命随意契約が可能と判断したものである。

【 問 】 経費削減とは具体的にどのようなものか。

【 答 】 例えば作業機械や仮設工など、近接地で行う 2 件の工事で共用できる経費があった場合、工事費積算の際に経費調整を行うこととなる。共用できる経費が多いほど設計額は下がることとなる。

【委員意見】 特命随意契約とした理由は妥当であり、入札結果に問題は見られない。

審議案件③について

【 問 】 全者辞退となり再入札を行った経過を確認したい。

【 答 】 本件は参加表明を受け付けた後、全者が辞退をしている。全者が辞退した理由について、冷暖房機器の設計内容に床暖房を含めていたことが考えられる。通常の空調機とはシステム自体が違うものであり、床暖房を含んだことで業務に難しさが生じ、経費がかさんだことが原因であると考えている。建築コンサルへの発注ではあるが、内容は設備設計が主なので下請への発注が必要となる案件でもあった。また、業務場所が笠取地区であることから、交通面で経費がかさんだことも考えられる。

【 問 】 同種業務では参加業者数は通常これくらいの数なのか。

【 答 】 そうである。対象業者は 1 3 者である。宇治市では一定の対象業者が確保できれば発注を行っている。

【 問 】 設備設計でなければ参加業者数はもっと多いのか。

【 答 】 業種にもよるが、例えば建築物の外壁改修のような内容であれば参加業者数はもう少し増えるはずである。

【委員意見】 再発注の経過が確認でき、入札結果に問題は見られない。

審議案件④について

【 問 】 1 者のみの応札であり落札額が非常に高額である。工期等の確認をしたい。

【 答 】 本件の対象施設である宇治市文化センターは昭和 5 9 年に竣工された建物であり、施設劣化や設備の不都合が目立つため、今後改修計画を策定する予定である。計画の策定にあたって、施設規模が非常に大きく改修箇所も多岐にわたることから、策定の前段階で劣化度等の調査業務が必要であると判断し、本業務で実施したものである。通常の調査は目視で行うことが多いが、本件は特殊な機器を使用する業務となる。そのため参加条件に実績を求めている。参加業者数が 1 者となった理由については、実績を求めたこと、また、施設を運用しながらの業務になるので、そのあたりの難しさもあったのかもしれない。

【 問 】 今回の業務は今後の施設改修に向けた前段階の調査のみという認識でよいか。

【 答 】 そうである。同程度の施設で設計も合わせて行くと約 5, 000 ～ 6, 000 万円ほどの予算が必要となってくる。改修内容や範囲をどこまで実施するのかが決まっていなため、判断材料としてまずは調査業務のみを行うこととした。

【 問 】 対象業者数は何者あったのか。

【 答 】 発注時に事務局で把握していた対象業者数は 6 者程度である。同種業務での他市の発注状況から見ても、過度に厳しい条件ではないと思われる。また、本

件を落札した業者は当施設建設時の基本計画策定に携わった業者でもあるので、そのあたりの事情も関係していると考えられる。

【 問 】 結果からも特命随意契約に近い案件のようだが、参加業者数が1者であると判明した段階で特命随意契約に切り替えることは可能であったのか。

【 答 】 規定上そのようなことはできない。競争入札に付すべきか、特命随意契約とするか、判断が難しいこともあるが、可能な限り競争入札に付している。

【委員意見】参加業者数が1者となった理由について確認できた。入札結果に問題は見られない。

審議案件⑤について

【 問 】 本件を特命随意契約とした理由を確認したい。

【 答 】 本件はJR六地蔵駅前自転車等駐輪場の再整備の概略設計業務であり、具体的には架道橋部の暗渠化と駐輪場再整備の概略設計が主な内容である。特命随意契約とした理由については、JR複線化の本体事業と密接な関連があるためである。本件とJR複線化の本体事業は事業範囲が一部重複しており、施工方法の比較検討等は相互に調整を図りながら業務を進める必要がある。JR複線化の本体事業詳細設計の受託業者と契約することで、それらのことが可能になるため特命随意契約が可能と判断した。

【 問 】 この時期に発注を行う必要はあったのか。JR複線化事業が完了してからの発注はできなかったのか。

【 答 】 JR複線化事業は全体スケジュールが既に決められており、本件の発注を遅らせることは非常に難しい。今後線路を拡幅する範囲に対象の駐輪場があり、本体事業と直接的に関係しているので一体的に業務を行う必要があった。

【委員意見】特命随意契約とした理由は妥当であり、入札結果に問題は見られない。

審議案件⑥について

【 問 】 2者が辞退し1者のみの応札となっている。理由の確認とあわせて本件を長期継続契約とした理由についても確認したい。

【 答 】 長期継続契約については地方自治法の規定に則って、宇治市の条例に定める範囲において契約締結を可能としており、本件もその1つである。受注業者がある程度の期間、業務を継続して行えるよう案件ごとに契約年数を設定している。本件は、契約履行の質の確保のため業登録を求めて発注を行った。対象業者数は10者程度を見込んでいたものの、予算額が厳しい状況であったので各業者は参加を控えたことが考えられる。

【 問 】 予算額はどのように設定したのか。

【 答 】 前回の実績額を参考に設定している。

【委員意見】特殊な業務とはいえない中、1者のみの応札であることは入札結果として望ましいものではない。近年は最低賃金も上昇してきている。予算取りの際は見積も有効に活用し、適切な予算額を設定する必要がある。

平成28年度宇治市入札監視委員会 第3回定例会議議事概要

I. 会議の概要

1. 開催日時 平成28年11月16日(水) 13時30分～15時30分

2. 開催場所 市役所5階501会議室

3. 出席者

委員会：松岡委員長、内村委員、田窪委員

事務局：岸本総務部長、北岡契約課長、渡邊契約係長

関係課：久下建設部副部長兼雨水対策課長、放示上下水道部技術参事兼下水道建設課長、上島施設建築課長、中田住宅課長、東村住宅課副課長、飯田下水道建設課副課長ほか

4. 報告案件

(1) 平成28年度第2四半期の発注状況等

a 業者選定委員会・各部会の開催状況について

b 平成26～28年度指名停止の状況について(各年度7月～9月分集計)

c 平成28年7月1日～9月30日の間に入札した案件数について

5. 審議事項

(1) 審議案件抽出理由

(2) 審議案件

①【工事・簡易公募型指名競争入札】

70326-1 槇島関連面整備(塔川その6)管渠建設工事

70371-1 東宇治2号関連面整備(南山その1)管渠建設工事

71383-1 槇島関連面整備(十一その2)管渠建設工事

②【工事・一般競争入札(条件付)】

71248-1 小倉関連面整備(式番その4)管渠建設工事

71254-1 大久保関連面整備(尖山その5ほか)管渠建設工事

71255-1 開関連面整備(宮北その3)管渠建設工事

③【工事・一般競争入札(条件付)】

70469-1 ウトロ地区小規模住宅地区改良事業

雨水貯留施設(西宇治中学校)整備工事

70677-1 ウトロ地区小規模住宅地区改良事業

公的住宅第1期棟建設建築工事

70679-1 ウトロ地区小規模住宅地区改良事業

公的住宅第1期棟建設機械工事

70680-1 ウトロ地区小規模住宅地区改良事業
公的住宅第1期棟建設電気工事

II. 会議の結果

1. 経過

平成28年7月1日から9月30日までに入札した工事54件、コンサルタント18件、物品60件、役務92件の中から、9件（審議案件としては3件）を抽出委員が抽出した。審議案件については、案件ごとに事務局より概要、入札・契約方法、業者選定基準及び契約締結までの事務手続き、発注担当課より案件の概要について説明し、各委員からの質疑に対して発注担当課も含めて応答した。

2. 結果<まとめ>

今回審議の対象となった各案件は、個々の特殊な状況によるものであり、結果については特に問題が見受けられるものではない。ただし、平成28年6月より変更した最低基準価格の算定式によって、最低基準価格、または最低制限価格が予定価格の90%を超え、くじ引きにより落札者の決定を行っている案件が増加傾向にあることについては、経過観察とし、必要に応じ対応策等について検討しなければならない。

3. 主な審議内容<まとめ>

審議案件①について

【問】参加業者数が多い理由を確認したい。

【答】参加業者数が多くなったことについては、対象業者数が30者程度と多いこと、また、一般的な工事で特殊な技術力を必要としない工事であることが考えられる。

【問】入札結果を見ると最低制限価格未満の応札による無効が多くなっているが、これはランダム係数が高位であることが原因か。

【答】そうである。本件のような一般的な内容のものは入札額が集中する傾向にある。

【問】入札額が10円単位である理由はなぜか。

【答】1円単位まで入札は可能であるが、最低制限価格は、最低基準価格にランダム係数を乗じ、10円未満を切り捨てた額としているため、10円単位での入札額となっていると考えられる。

【委員意見】参加業者数が多い理由は確認できた。入札結果についても、制度の適正な運用によるものであり問題は見られない。

審議案件②について

【問】参加業者数が多い理由を確認したい。

【答】審議案件①と同様、対象業者数が30者程度と多いこと、また、一般的な工事で特殊な技術力を必要としない工事であることが考えられる。

【問】入札結果を見ると最低制限価格未満の応札による無効が多くなっているが、

これも審議案件①と同様にランダム係数が高位であることが原因か。

【 答 】 そうである。

【 問 】 大久保関連面整備（尖山その5ほか）管渠建設工事における、くじによる落札者の決定について説明願いたい。

【 答 】 落札候補者が2者以上あるときは、電子入札の場合については京都府電子入札システムにおけるくじ機能を用い、システム上、無作為に落札者を決定している。

【委員意見】参加業者数が多い理由は確認できた。入札結果、くじによる落札者の決定についても、制度の適正な運用によるものであり問題は見られない。

審議案件③について

【 問 】 ウトロ地区小規模住宅地区改良事業 雨水貯留施設（西宇治中学校）整備工事における、低入札価格調査制度の適用について説明願いたい。

【 答 】 低入札価格調査制度の適用については、工種別に適用する条件が異なり、一般土木工事の場合は予定価格が概ね3億円を超えた場合に適用するものである。低入札価格調査対象案件は、最低制限価格を設定せず、調査基準価格及び失格基準価格、失格停止基準価格を設定する。

【 問 】 引き続き、ジョイントベンチャーを入札参加対象とした理由を確認したい。

【 答 】 一般土木工事においては、予定価格が概ね3億円を超えた場合はジョイントベンチャーを対象に競争入札を実施することとしている。

【 問 】 予定価格が高額であるにもかかわらず、参加業者数が少ない理由を確認したい。

【 答 】 ジョイントベンチャーの代表者を京都府内業者、構成員を市内業者とし、入札参加資格として求める経審点数を代表者と構成員のそれぞれで設定した。その結果、市内業者の対象業者数は20者程度であったが、参加業者数が5者となったのは、業者間でジョイントベンチャーの協定が締結されるか如何によるためであったと考えられる。

【 問 】 続いて、ウトロ地区小規模住宅地区改良事業 公的住宅第1期棟建設建築・機械・電気工事について、分離発注とした理由を確認したい。

【 答 】 本市ではこれまでから受注機会をより多く与えるため、可能な限り分離発注を採用しているためである。

【 問 】 分離発注のうち、ウトロ地区小規模住宅地区改良事業 公的住宅第1期棟建設建築工事について、参加業者数が少ない理由を確認したい。

【 答 】 対象業者数が7者と少ないうえ、雨水貯留施設（西宇治中学校）整備工事と同様、高額で大規模な案件のため、品質の確保を目的として、実績を求めたことが要因と考えられる。府内業者まで広げると対象業者数は増えると考えられるが、市内業者育成の観点を重視した。

【 問 】 建築工事は機械・電気に比べて落札率が高くなっている。参加表明をした3者中2者が辞退し、1者による入札であることは、入札参加者にはわかる仕組みになっているのか。

- 【 答 】 入札辞退については、参加業者が京都府電子入札システムにより辞退入力を行い、開札時に入札辞退者の有無が判明する仕組みとなっている。結果的に応札者が1者であり、その入札額が高額であったため、落札率が高くなった。
- 【 問 】 ウトロ地区小規模住宅地区改良事業 公的住宅第1期棟建設機械・電気工事における、くじによる落札者の決定について説明願いたい。
- 【 答 】 平成28年3月18日付けで中央公契連モデルのうち、現場管理費について算入率を10分の8から10分の9に引き上げる見直しが行われ、国土交通省及び京都府においては平成28年4月1日以降、本市においても平成28年6月10日以降に入札公告を行う工事について同様の見直しを行った。これにより、最低基準価格、または最低制限価格が予定価格の90%を超える案件が増加傾向にある。本市では、これらが予定価格の90%を超える場合は、予定価格の90%の額を最低制限価格としており、落札候補者が多数発生し、くじにより落札者を決定している。
- 【委員意見】 低入札価格調査制度等の適用、分離発注及び参加業者数が少ない理由については確認できた。入札結果、くじによる落札者の決定についても、制度の適正な運用によるものであり問題は見られない。ただし、平成28年6月より変更した最低基準価格の運用については経過観察とし、必要に応じ、対応策等について検討しなければならない。

平成28年度宇治市入札監視委員会 第4回定例会議議事概要

I. 会議の概要

1. 開催日時 平成29年2月17日（金）13時30分～15時40分

2. 開催場所 市役所7階703会議室

3. 出席者

委員会：松岡委員長、内村委員、田窪委員

事務局：岸本総務部長、北岡契約課長

関係課：久下建設部副部長兼雨水対策課長、平野都市整備部副部長兼歴史まちづくり推進課長、米田道路建設課長、上島施設建築課長、井上学校教育課長、杉本歴史まちづくり推進課主幹、三村学校教育課副課長ほか

4. 報告案件

(1) 平成28年度第3四半期の発注状況等

a 業者選定委員会・各部会の開催状況について

b 平成26～28年度指名停止の状況について(各年度10月～12月分集計)

c 平成28年10月1日～12月31日の間に入札した案件数について

(2) 平成29年度入札・契約制度改革の概要(案)について

5. 審議事項

(1) 審議案件抽出理由

(2) 審議案件

①【工事・簡易公募型指名競争入札】

70586-1 小倉小学校渡り廊下改修工事

②【役務・公募型指名競争入札】

70347-1 宇治市立大久保小学校給食調理等業務委託

③【工事・工事成績優良業者条件付公募型指名競争入札】

70478-1 雨水貯留施設(西小倉小学校)整備工事

④【コンサル・特命随意契約】

70614-1 宇治233号線測量詳細設計業務委託

⑤【役務・特命随意契約】

70853-1 史跡宇治川太閤堤跡 遺構再現パネル製作設置業務委託

II. 会議の結果

1. 経過

平成28年10月1日から12月31日までに入札した工事43件、コンサルタント

14件、物品31件、役務39件の中から、5件を抽出委員が抽出した。審議案件については、案件ごとに事務局より概要、入札・契約方法、業者選定基準及び契約締結までの事務手続き、発注担当課より案件の概要について説明し、各委員からの質疑に対して発注担当課も含めて応答した。

2. 結果<まとめ>

今回審議の対象となった各案件は、個々の特殊な状況によるものであり、結果については特に問題が見受けられるものではない。特命随意契約を採用した案件についても、理由は妥当であり問題は見受けられない。入札制度については問題が見受けられない一方で、発注時期や予定価格等の理由により入札不調となる案件が目立っている。入札不調になると施工期間や準備期間に影響が生じるため、今後、適正な発注時期や予定価格等の設定について検討が必要である。

3. 主な審議内容<まとめ>

審議案件①について

【問】指名業者数9者のうち、8者が辞退しているが、辞退の経緯、残る1者についても最低制限価格未満のため不調に至った経緯について確認したい。

【答】本工事は、建築工事として発注しているが一部土木工事も含んでおり、業者によっては土木工事を下請けに出す可能性があることから、利益確保の困難さ等に鑑み、辞退が増えたのではないかと考えている。また、発注時期の影響で技術士不足も一因となっている。再発注はしておらず、予算を繰り越し、来年度の夏休み期間に工事を実施する予定で手続きを進める。

【委員意見】状況は確認できた。本件については、再発注後、次年度の委員会で報告してもらいたい。また、本件のような複数工種を含む工事案件については今後も注視したい。

審議案件②について

【問】指名業者が1者となった経緯、予定価格超過のため不調となった経緯、その後の経過（再入札等）について確認したい。また、同日付でなされた他の給食調理等業務委託と比較して確認したい。

【答】指名業者が1者となった経緯については、大久保小学校は他校と比べて食数が突出して多いことが一因となり、参加業者が1者のみであったと考えている。

【問】食数が多くなるとそれをこなせる業者は限られるということなのか。

【答】調理従事者を多く配置しなければならないが、人員の確保が難しい。大久保小学校の特徴として、ドライシステムを採用しており、ドライシステムでの調理等業務は通常の調理等業務よりも人員が必要となる。

予定価格超過のため不調となった経緯については、宇治市の傾向として、スケールメリット等を考慮し大規模校ほど予定価格が厳しい現状である。大久保小学校の特徴や過去の入札結果等を考慮し予定価格を設定しているが、業者の積算と合わなかったものだと考えている。

【 問 】 入札不調後の対応は。

【 答 】 議会の承認の末、予定価格を増額し再発注中である。予定価格の設定の際には、他市や業者への聞き取りを実施し、最適と判断する金額を設定している。

【 問 】 今回の結果は次年度以降に影響するのか。

【 答 】 今回の結果を踏まえ、大規模校については積算基準を再検討する。

【委員意見】 状況は確認できた。今後、他市の状況等も見ながら、適切な予定価格を設定できるように努めてもらいたい。

審議案件③について

【 問 】 工事成績優良業者条件付公募型指名競争入札の下での競争状況、評点の入札結果に与える影響について確認したい。

【 答 】 工事成績優良業者しか参加できない条件となっている。評点が入札結果に直接的に影響を与えることはない。

【 問 】 対象業者は何者ほどあるのか。また、参加率はどうなのか。

【 答 】 15者を対象としており13者の参加があった。参加率は非常に高い。

【委員意見】 競争環境は整っており、入札結果についても制度の適正な運用によるものであり問題は見られない。

審議案件④について

【 問 】 業務内容は道路測量・設計という、ごく一般的な業務内容といえるが、特命随意契約とされた経緯について確認したい。

【 答 】 委託業務場所が宇治橋周辺地区であり、この辺りは歴史的風致維持向上計画の重点地区に位置付けられている地域である。昨年度からさらなる観光振興をめざし、観光案内サインを景観に配慮した統一的なデザインへ見直す業務に着手している。道路も景観の一部となるため、設計段階から景観への配慮が求められる。景観に配慮した観光案内サイン整備計画を策定した業者であれば、地域特性を十分把握しており統一的な景観整備が期待できることから特命随意契約とした。

【 問 】 単純な測量設計業務ではなく、地域に応じたものを作成しなければならないため特命随意契約なのか。

【 答 】 そうである。観光資源としての全体の規格に合わせて検討する業務である。

【委員意見】 特命随意契約とした理由は妥当であり、入札結果に問題は見られない。

審議案件⑤について

【 問 】 契約金額は比較的高額であるが、特命随意契約とされた経緯について確認したい。

【 答 】 本業務は、遺跡を再現したパネルを製作・設置する業務であり、実物と完全一致するものを製作することが求められることから、護岸遺構の再現には高い再現性と耐久性を維持する目的でGRC（ガラス繊維強化セメント）パネルで製作・設置することが宇治市太閤堤跡保存整備検討委員会で決定している。太

閣堤のような大規模なG R C パネルを製作する場合、三次元測量を行い、そのデータを活用して実施することが望ましく、これには高い専門性を有する特殊技術が必要であるため、これらの技術を有しており、かつG R C パネルの製作が可能な業者と特命随意契約を行ったものである。

【委員意見】特命随意契約とした理由は妥当であり、入札結果に問題は見られない。

■松岡委員長へのお礼（木村副市長より）

今回で松岡委員長が退任されることとなり、委員会設置当初からの長きにわたる就任に、事務局より感謝の意を述べた。